

平成16年度業務実績報告概要

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めた。利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るためアクションプログラムに掲げた取組を実施した。

(1) 機動的な組織運営

機動的な組織運営

1) 機動的な組織運営等を行う観点から組織のフラット化を進め、平成16年度には総合事業所、総合管理所等における係体制の廃止を実施した。組織のフラット化の導入により、事案ごとに臨機応変な対応が可能になるなど、効率的な業務執行を行うことができるようになった。〔27頁〕

2) 機動的な組織運営及び効率的な業務運営を図るため、全社的に決裁項目及び決裁権限を大幅に見直し、できる限り権限を下位に委譲するなど文書決裁規程の見直しを行い、平成17年度から実施するとの方針を平成16年度に決定した。これにより、意思決定を迅速化し、業務の効率化・合理化を図ることとした。〔27頁〕

3) 中津川管理所（淀川水系正蓮寺川利水施設を管理。）を関西支社に統合し、同管理所を廃止した。これにより、事務、機械及び電気の各部門の合理化が図られた。〔26頁〕

4) 徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関して、監事監査及び理事による点検の結果、2件の不適切な事案が明らかになった。

このような不適切な事案が生じた背景としては、組織としての一体性に欠け、本社が現場の悩みを共有できなかつたことがある。

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）としては、本・支社局と現場事業所が課題を共有した上でそれらに対処できるよう理事によるヒアリングの継続的实施等により、再発防止に万全を期することとしている。〔27頁〕

新人事制度の導入・運用

職員のインセンティブを確保し、その能力や実績を適切に反映するために新人事制度（能力レベルの段階に応じて職務遂行能力を区分した能力等級制度、能力評価・業績評価の2視点から行う評価制度、それらの結果を昇格・昇給等に反映させる給与制度で構成）を独立行政法人として先駆的に平成16年度より本格導入し運用を開始した。

新たに評価者となった者に対し、評価制度のスムーズな運用が可能となるよう評価者トレーニングを実施した。

また、本制度については、本格運用後に各評価者より評価システム上の改善点等に関し意見聴取を行い、システムの改良を図った。〔28頁〕

職員の資質向上

人材育成プログラムに基づき、OJT、研修等を通じて人材育成を進めるとともに、パソコンを通じた機構内 LAN を利用した「掲示板」に各種資格受験に係る情報、設計から監督までの一貫した体験教育の取組事例の紹介等、情報提供を行った。

また、受験料等の補助対象資格を機構の業務に沿ったものとするよう見直しを行うとともに、平成 15 年度に引き続き、業務に貢献できる資格を取得した職員の表彰を行うなどの環境整備を図った。

以上の取組を行うことにより、平成 16 年度においては、公的資格保有率を 1.12 (目標値：1.08) へ向上させた。 [30 頁]

(2) 効率的な業務運営

情報化・電子化による業務改善

- 1) 旅費・給与等といった各種申請書の作成等を各職員が自ら行うようにすべく電子申請システム(人事総合システム)を平成 16 年 4 月に本格導入した。

導入に当たっては、業務プロセスの見直しが最優先と考え、不具合については導入後の使用実態に応じ順次改良していくこととした。導入後、利用している職員からヒアリングし、電子申請システム(人事総合システム)について、業務の効率化が期待できる項目(69 項目)の改良を行った。 [32 頁]

- 2) 知識活用(ナレッジ)システムについては、平成 15 年度に全職員のデータ入力を完了し、平成 16 年度には最新データの追加・更新等を実施し内容の充実を図った。

また、ノウフード Bに関する問合せ窓口を開設し、職員が利用し易い環境整備を行った。 [36 頁]

- 3) CALS/ECについては、CAD 製図基準対象工種を拡大し、システムの統一化を進めた。

工事完成図書の電子納品については、中小業者受注者に指導しつつ対象を 500 万円以上の契約額の全ての工事に拡大し、100%実施を図ることにより、中期計画の目標値を達成した。

また、インターネットを利用した情報共有の実証実験では、平成 15 年度の 2 事業所 4 工事から平成 16 年度には 4 事業所 8 工事に拡大し、また、工種も土木工事のみから 機械工事及び電気工事を加え実施することにより、検査の効率化などの業務効率化につながる可能性を確認した。 [41 頁]

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

平成 15 年度には、経営の一層の合理化・効率化を図るため、本社、関西支社、吉野川局及び筑後川局において業務の一元化等により、組織の改廃を行ったところである。平成 16 年度も引き続き同様の取組として、本社の人事部厚生課及び

労務課を廃止し、労務関係業務及び福利厚生関係業務を扱う労務厚生課を設置して業務の一元化を図ったほか、中部支社の建設部計画課及び管理部調査経済課を廃止し、建設部企画調整課を設置し、愛知・豊川用水施設を含む木曾川及び豊川水系全体の水資源の開発又は利用に関する調査等の業務の一元化を図った。

これにより本支社局の部課室数は、独立行政法人移行前の18部室70課室から平成16年度には17部室59課室となった。〔44頁〕

外部委託の実施

平成15年度に引き続き、庁舎管理及び車両管理については外部委託が概ね100%となっている。〔46頁〕

(3) 事務的経費の節減

事務的経費のうち、人件費の削減については、業務の簡素化、業務の効率化等により平成16年度末の定員について、平成15年度末定員1,837名から89名の削減等に取り組んだ。

それ以外の事務的経費については、全事務所においてアクションプログラム等を作成し、両面コピー、ミスコピーの裏面利用の推進等による節減、省エネルギーにもつなげる冷暖房の温度設定や昼休みの消灯などにより節減に取り組んだ。

以上の取組により平成16年度の事務的経費予算について、平成14年度事務的経費予算に比して約6.4%（計画値：6.0%）の節減を図った。

これらの各取組のうち、電気使用量の節減、紙使用量の節減及び廃棄物の抑制については、本社、筑後川局及び筑後大堰管理所においては、ISO14001の規格に基づく環境マネジメントシステムにより実行した。〔48頁〕

業務運営に関する基本方針に掲げ取り組んでいる給与水準の適正化として、平成17年度は3%、平成18年度は4%、平成19年度は5%の本給をカットする方針を平成16年度に決定した。

なお、この取り組みは人件費の削減にも寄与する。〔48頁〕

(4) 事業費の縮減

平成16年度当初予算は、同14年度予算に比して、7.9%減（計画値：5.0%）であったが、その後、補正予算等により約307億円の増（平成14年度予算に比して1.7%増）となり、徳山ダム、豊川用水二期及び印旛沼開発施設緊急改築事業の更なる事業進捗を図るとともに、早明浦ダムの災害復旧を実施した。

平成16年度予算では、事務的経費の節減やコスト構造改革に伴う総合的なコストの縮減等の手法により、新築・改築事業及び管理業務の計画的で的確な推進を図った。〔50頁〕

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 計画的で的確な事業の実施

ダム等事業

ダム等事業については、中期目標期間中に完了を予定している滝沢ダム建設事業、徳山ダム建設事業及び思川開発事業など8事業を計画的に実施した。

事業用地取得については、思川開発事業において懸案であった公団混乱地域の登記手続きが可能となり、用地取得が大きく進捗するとともに、用地先行取得費を活用することにより0.9 km² (計画値：0.6 km²) を取得した。

[5 5 頁]

徳山ダム建設事業において、土地の取得等に関して一部不適切な事案が監査の実施により明らかとなり、関係者を処分するとともに、同様の事案がないか理事により全事業所の点検を実施するなど徹底した再発防止に努めることとした。

[5 7 頁]

ダム本体の施工については、滝沢ダム建設事業において、従来は使用していない低品質の骨材をダムのコンクリートとして必要な品質を確保できることを確認した上で積極的に利用することにより、コスト縮減と環境改変の回避・低減を図った。また、徳山ダム建設事業においては、下流に位置する横山ダム貯水池の堆砂をフィルター材などに利用することにより、横山ダム貯水池のリフレッシュ化に寄与し、併せて徳山ダムのコスト縮減及び環境改変の回避・低減を図った。

このようにコスト縮減及び環境改変の回避・低減に工夫しながらダム本体の施工については、61.8万m³ (計画値：61.5万 m³) の打設 (盛り立て) を行い、計画どおりの進捗を図った。

[5 8 頁]

用水路等事業

用水路等事業については、房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業 (水路等施設部分) の2つの事業を計画の工期内に竣工させた。この2事業の竣工により、房総半島及び愛知用水地域の水利用がより安定して行われることとなった。

前述2事業及びその他4事業において、水路工事 (改築) 延長2.8 km (計画値：2.8 km)、施設 (ポンプ) 改築8台 (計画値：8台)、堆砂土砂撤去量3.9万 m³ (計画値：3.9万 m³) を計画どおりに実施した。

また、老朽化により施設機能低下が著しい両筑平野用水施設については、改築 (二期) 事業化に当たっての利水者及び関係機関との調整を精力的に実施し、平成17年度の事業化に向けた予算措置が図られた。

[6 1 頁]

附帯業務及び委託発電業務

建設事業に係る付替道路などの受託工事16件を実施し、委託者の検査を経た後、成果物等を引き渡した。

[6 4 頁]

(2) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づいた的確な管理等

(安定的な用水供給)

安定的な用水供給を行うに当たっては、利水者からの水利用計画、河川流量、雨量等の水象・気象情報を的確に把握するとともに、全ての施設についてその機能が確実に発揮できるよう定期的な点検や整備を行った。このように通常の操作に加え急な降雨、水質事故等緊急時に1年365日24時間対応できるような態勢の確保を図った。

また、水質事故等予期せぬ事態に備え、緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、常日頃から緊急時の操作訓練や情報伝達訓練を実施している。これらの訓練については、機構の職員のみならず利水者とも連携して実施し、緊急時に適切な対応が可能となるような態勢を整えている。

これらの取組により、渇水時には若干の取水制限等はあったものの適切な対応を行い、平常時には安定的に用水供給を行った。〔69頁〕

なお、両筑平野用水の江川ダムはダム貯留量を利水者別に運用管理し、その水量を利水者に日々連絡することにより、利水者の主体的な節水意識に働きかけるなどの計画的な利水運用の実施が認められ、「平成16年度 ダム・堰危機管理業務顕彰最優秀賞」を受賞した。〔70頁〕

ダム・堰危機管理業務顕彰とは、国、水機構、都道府県、市町村、電気事業者の管理する施設において、他の範となる顕著な取組を表彰するものであり、最優秀賞、優秀賞各1組織、奨励賞2組織が選ばれる。

(渇水時における対応)

平成16年度には大規模な渇水は無かったものの4水系5施設において河川の流況が悪化したことから、本社を含む10事務所で渇水対策本部を設置し渇水調整を行うとともに、適時的確なダム水源地情報の発信及び関係機関への周知等を行い、大きな混乱が生じることはなかった。〔78頁〕

1) 水質保全等の取組

安定的な水供給に当たっては、量の供給とともに、安全で良質な水の供給を図っている。

まず、水質情報の把握に努めることとし、巡視、定期・臨時水質調査、水質自動観測、利水者等からの水質データの入手等により日常的に水質情報の把握を行い、把握した水質に関する情報は、積極的に利水者等関連機関に提供を行うとともに27施設でホームページに掲載して公表した。

さらに、水質異常の発生の抑制のため、水質の監視、曝気循環設備等の設置・運用に取り組みほか、関係機関とも協力して流域からの負荷削減にも努めた。

〔82頁〕

平成16年度には、10個の台風が上陸するなど記録的な多雨により濁水の長期化が生じたが、速やかに利水者や関係機関と連絡調整を行うとともに、選択取水設備のきめ細やかな運用操作や、利水補給ダムの振替などにより下流河川における濁水の長期化の軽減を図った。

なお、矢木沢ダムの濁水に係る上記の対応について、「平成16年度 ダム・堰危機管理業務顕彰奨励賞」を受賞した。〔77頁〕

水質改善に向けた取組として、問題発生時に備えた連絡・対応体制等の充実、利水者等の機構への要望や意見を把握すること等を目的として、意見交換会等を通じて利水者等との連携の強化を図った。また、検討会を設置し、学識経験者の助言を得て水質改善に向けた検討を行っている。こうした検討を通じて、早明浦ダムでは、濁水長期化軽減を目的として選択取水設備の運用ルールの改善・修正を行うなどの取組を行った。〔85頁〕

2)水質事故時の対応

機構が管理する施設内で16件、施設関連の河川内で28件の油脂類の河川流出等の水質事故が発生した。事故発生時には迅速に状況を確認し、利水者と連絡調整を図り、取水位置の変更、オイルフェンス、オイルマット設置等の確に対応し取水障害を防いだ。

これらの突発的に発生する水質事故に対しては、常日頃からオイルフェンス等資材の確保と、水質事故を想定した操作及び油回収訓練や、関係機関等との情報伝達訓練を実施するなど、円滑な水質事故対応を図るよう努めた。〔90頁〕

3)洪水被害の防止又は軽減

平成16年度は台風が29個発生し(平年26.7個)、そのうち日本に上陸した台風は、10個と過去最多となった(1951年以降でもっとも多かったのは、90年と93年の6個、平年2.6個)。このため、全国で多くの被害をもたらし、中でも台風15号は、早明浦ダム上流域の高知県大川村などに未曾有の災害をもたらした。

これらの降雨時に伴う防災態勢は、気象・水象状況の変化に対応して、休日・夜間を問わず随時発動され、また、洪水調節の誤りは即災害につながることから、常に極度の緊張状態の中で判断・操作を求められるものである。

平成16年度には、特定施設夜間189回、休日136回を含む472回、延べ1,271日の防災態勢を執った。また、全20ダムのうち19ダムにおいて、延べ66回(平年18回)の洪水調節操作を実施し、約4億7千万m³に及ぶ水量をダムに一時的に貯め、下流河川の洪水被害の軽減を図った。〔96頁〕

特に四国では度重なる台風襲来に見舞われ、吉野川水系の4ダム(池田ダム・新宮ダム・早明浦ダム・富郷ダム)では延べ105日間(4ダム平均)に及ぶ防災態勢を執り、延べ27回(1ダム当たり約7回)の洪水調節操作を実施した。

池田ダムでは、計画規模（1 / 80）を超える洪水を記録（最大流入量 12,010m³/s、計画高水流量 11,300m³/s）したほか、新宮ダムでは、「ただし書き操作」（申請3回、実施1回）を実施した。

また、台風16号による降雨に備えて、早明浦ダムでは独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第18条に基づく「国土交通大臣による指揮」による事前放流を初めて行ったほか、台風23号では浦山ダムでも、同指揮による事前放流を実施するなどして、洪水被害の軽減を図った。

台風23号では、吉野川上流ダム群（早明浦ダム・新宮ダム・富郷ダム・国土交通省管理の柳瀬ダム）による洪水調節によって、池田ダム地点の最大の河川流量を約2割低減させており、三好大橋（井川町）地点における水位を約1m引き下げる効果があったと推定される。〔99頁〕

4) 附帯業務及び委託発電業務

管理業務では、国土交通省、県、土地改良区及び電力会社等から20件の業務を受託した。受託した業務は、ダム、水門、取水施設、河川管理施設、調整池及び通信設備等の管理並びに調査、工事等で多岐にわたるものであった。これらの業務を行うに当たり、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用して業務を実施し、委託者の検査を経た後、成果物等を引き渡した。

委託に基づき実施している発電に係る業務についても、事故や出力低下などの大きなトラブルもなく的確に実施した。このクリーンなエネルギーである水力発電により1年間に発生した電力は、一般家庭の1年間に使用する電力の約30万戸分に相当する。〔108頁〕

5) 環境への負荷の低減への取組

環境負荷を低減（CO₂、廃棄物の削減）するための具体的な取組として、ダム放流水のエネルギーを利用した管理用発電、ダム湖等に流入する流木・塵芥の除去、流木・刈草リサイクル（チップ化、一般配布、堆肥化等）等を実施した。

この取組により、環境負荷を低減させるとともに、ゴミとして処理した場合に要する費用が縮減できるケースもあるため、管理に要する費用の縮減にも貢献している。〔110頁〕

6) 施設周辺地域とのコミュニケーション

調査・建設管理に係る全ての事務所において、清掃活動や施設見学会等施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

〔112頁〕

管理所施設等の耐震化

管理所施設等の耐震化計画に基づき、13施設（計画値：5施設）の耐震化を図った。〔114頁〕

説明施設等のバリアフリー化

説明施設等のバリアフリー化計画に基づき、1施設（計画値：1施設）のバリアフリー化を図ったほか、中期計画策定時には未計画の1施設についてもバリアフリー化を図った。〔 1 1 6 頁 〕

水管理情報の発信

1) ホームページ等を通じた水管理情報の発信

安全で的確なダム管理を目指して、ダムにおけるリアルタイムな水管理情報の提供をホームページを通じて行うこととし、平成16年度は平成15年度に開始した6ダムに2ダムを加えた8ダム（計画値：8ダム）で実施した。〔 1 1 8 頁 〕

2) 水質年報

平成16年度に「平成15年 水質年報」を作成し、公表した。
また、平成16年水質年報を作成するためのデータの収集・整理を実施した。〔 1 2 0 頁 〕

（3）災害復旧工事の実施

平成16年度は度重なる台風の上陸により各地で多くの被害をもたらした。

平成16年8月17日から18日にかけて、台風15号に伴う記録的な豪雨により早明浦ダム上流域の高知県大川村などを中心に山腹崩落・土砂崩れによる施設破損など未曾有の災害が発生した。早明浦ダム貯水池周辺においても、護岸工などの構造物の損傷や貯水池法面崩落など合わせて約100箇所が被災し、山腹崩落に伴う倒木などの流出によって、約2,000 m³に及ぶ流木がダム湖内に流れ込んだ。

そのため、災害発生の直後より機構内各事務所からの支援態勢を執って、9事務所から延べ76名を動員し、災害状況の把握と地元関係機関等との調整を図りつつ早期に災害復旧のための工事の計画を立て、災害復旧工事の申請を行い、15件の災害復旧工事のうち平成16年度中に13件の工事を発注した。既に2件の工事を完成させたが、残る工事についても早期完成に努めている。

また、吉野川局においては、早明浦ダム貯水池の一部がある大川村の大規模な災害に対し、村の機能の一日も早い回復を目指し、管内4箇所の事務所から延べ12日間で延べ52名の動員により救助用巡視船の貸与、被災箇所の土砂撤去、清掃等復旧作業の人的支援等の活動を行った。この活動に対し、平成16年10月に大川村長から感謝状をいただいた。〔 1 2 2 頁 〕

(4) 総合的なコストの縮減

「水資源機構コスト構造改革プログラム」の推進により、各事業において計画・設計の見直し、新技術の活用、管理の見直し及び入札・契約の見直しなどのコスト縮減に取り組んだ結果、13.3% (計画値：10%) の総合的なコスト縮減率を達成した。〔124頁〕

新たな契約方式として「技術提案付価格合意方式」については、平成15年度に国などの機関に先駆けて試行導入し、平成16年度は平成15年度の4倍に当たる28件の工事に試行導入し、金額にして約386百万円のコスト縮減を図った。

更に平成16年度には、「総合評価落札方式」を浦山ダムの堆砂除去工事に試行導入し、35百万円余の工事において、1.6百万円のコスト縮減を図った。

また、大規模な公共事業において性格上生じる「事業費の山」に対して、財政支出の平準化を図りつつ、事業の工期を遵守し、工期延伸に伴うコスト増を回避するために特定事業先行調整費制度を設け、平成17年度から導入することとした。この制度の活用を予定している徳山ダム建設事業では、事業工期の遵守、コスト増の回避(約50億円/年と試算)が期待されている。〔128頁〕

(5) 環境保全への配慮

自然環境の保全

新築及び改築事業のうち、滝沢ダム、徳山ダム、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、愛知用水二期、豊川用水二期及び香川用水施設緊急改築の8事業(計画値：8事業)で自然環境調査及び環境影響予測・評価を行い、管理業務のうち、浦山ダム、下久保ダム、布目ダム、一庫ダム、利根大堰、利根川河口堰、長良川河口堰及び筑後大堰の8事業所(計画値：8事業所)で自然環境調査を実施した。

特に建設事業では調査により確認された希少猛禽類をはじめ希少動植物への対応として、環境保全対策委員会や猛禽類保全検討会等を設置し、有識者の指導・助言を得て必要に応じて事業の影響を回避、低減及び代償するための環境保全措置を検討し、対策を講じるなど環境保全に取り組んだ。〔132頁〕

また、環境保全の試みとして、ダムができたことによる下流河川への土砂供給量の減少に対して、下久保ダムでは堆砂対策として除去した土砂を活用し、下流河川に土砂供給を行った。この結果、下久保ダム下流の三波石が本来の色彩を取り戻した。〔137頁〕

寺内ダムでは、ダム下流の河川環境の保全、改善を図るため洪水調節に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に流水を貯留し、この流水を下流の流況に配慮して放流する試みを実施した。この結果、平成16年度は、6月1日から7月27日までの間に運用を行い、運用期間中には下流河川の瀬切れの出現は見られず、下流河川の流況改善に効果が見られた。〔138頁〕

なお、機構では環境保全への配慮として、本社における事務活動及び事業活動を対象として環境の配慮に関する国際規格である「ISO 14001」の取得に取り組み、平成16年12月に公共事業に携わる独立行政法人として我が国初の認証を取得した。続けて、筑後川局と筑後大堰管理所も平成17年2月に認証を取得した。

その他の支社局・事業所等においては、「ISO 14001」の認証規格に基づく環境マネジメントシステムの構築に取り組んでいる。

[139頁]

環境学習会の実施

地域住民の環境保全に関する知識の啓発や機構事業及び機構が取り組む環境保全対策への理解を目的とした環境学習会を38事業所(計画値:35事業所)で開催し、地域住民、利水者、工事・調査関係者、機構職員等合計約8,400名の参加があった。

また、学習会出席者に対して行ったアンケート結果を、今後の開催内容に反映させ、より有益な学習会の開催に努めていく。

機構職員の環境研修について、平成16年度は延べ69名(計画値:延べ45名以上)が外部研修に参加し、延べ368名(計画値:延べ200名以上)が環境に関するカリキュラムを設けた機構内部の一般研修を受講した。機構が実施した研修では、環境保全研修・水質研修の両方で概ね95%の職員が理解できたと回答している。今後はアンケートなどを参考として内容の更なる充実を図っていく。

[140頁]

環境情報の発信

平成15年度における当機構の環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書2004～環境保全への取り組み～」及び同年の水質調査結果等を取りまとめた「平成15年 水質年報」を作成し、広く公表を行った。

[146頁]

建設副産物等のリサイクル

工事の設計段階から建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等の検討を行うとともに、請負者には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書の作成報告に関する指導を行うことにより、平成16年度の再資源化・縮減率等は目標値(平成17年度までの設定値)を達成した。

また、流木のリサイクルに取り組むダム数は、平成15年度の19ダムに、平成16年度の4ダムを加え23ダムとなった(うち6ダムは平成16年度の流木流入なし)。残る2ダムについては、中期計画期間中に流木リサイクルが可能となるよう課題への対策等を検討した。

[149頁]

環境物品等の調達

環境負荷の低減に資するため、平成16年度には、国が定めた基本方針に規定された判断の基準を満たした環境物品を100%調達した。

なお、公共工事においても、調達方針に規定された調達目標どおり、的確な調達を図った。
〔152頁〕

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

平成16年度には、ダムと地域の関わり（生活・文化やダムによる影響）や環境に配慮したダム管理のあり方について、地域住民を対象としたアンケート調査の素案を作成した。
〔156頁〕

（6）危機管理

危機的状況への的確な対応

平成16年度には、東海地震への備えとして「中部支社管内大規模地震対策アクションプログラム」を策定し、平成17年度以降引き続き検討していくこととした。首都圏直下型地震への備えとしては、必要な耐震補強、災害発生時の早期復旧等を検討する「関東支社管内大規模地震対策分科会」を設置した。

なお、平成16年度には、施設の安全点検を行う必要のある規模の地震が全国各地で延べ15回発生したが、これらの地震発生後は、早朝・夜間・休日を問わず、速やかに防災態勢を執り、施設の臨時点検（延べ58回）を行い、施設の安全を確認した。
〔158頁〕

日頃からの訓練

全管理所において、非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等を実施した（延べ174回）。非常時参集訓練では公共交通機関のマヒを想定し、徒歩での参集訓練を行い、設備操作訓練では職員の誰もが操作できるよう訓練を行った。また、災害時の設備の的確な操作が行えるよう設備マニュアルを整備し、災害に備えた。
〔162頁〕

施設の安全点検

一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全を確保するため月に1回以上の安全点検を実施した。また、20施設においては、4月に一般の人と合同での安全点検を実施し、利用者の目から見た施設の安全確保にも努めた。

この取組により、平成16年度は一般の人が利用・立ち入る施設での事故は発生しなかった。
〔164頁〕

（7）工事及び施設管理の委託に基づく業務

平成16年度には、15件の調査、設計及び試験を受託した。

東京都から受託した「東京都東村山下貯水池強化工事業務支援」業務では、堤体強化工事に係る盛土材料、施工計画、施工状況及び観測・試験に関する施工上

の技術的課題や改善点について、機構が現地確認及び調整会議において指導・助言などの技術支援を行った。この業務はこれまでの受託業務とは異なり、機構が培った技術・知識を提供する新たな分野の業務である。

また、国際協力に関する業務についても5件受託した。〔166頁〕

(8) 関係機関との連携

事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

滝沢ダム建設事業の事業実施計画は総事業費2,100億円であったが、ダム本体関連工事等の進捗によりその内容に変更があったこと、地すべり対策工の計画変更や、コスト縮減計画等の内容が確定したこと等に伴い、総事業費を2,320億円(220億円増)とする事業実施計画の変更を行うこととした。変更内容について、関係都県、利水者等に対して説明会を開催するなどした結果、平成15年度末までに関係機関の了解を得た。平成16年度には、関係機関に「滝沢ダム事業実施計画変更」の協議等を行い、平成16年8月までに終えた。この後、国土交通大臣に事業実施計画変更の認可申請を行い、平成17年5月27日付けで事業実施計画変更の認可を受けた。〔168頁〕

徳山ダム建設事業の事業実施計画は総事業費2,540億円であったが、ダム本体関連工事に係る計画や付替道路のルート確定、山林公有地化の事業計画及びコスト縮減計画が確定したこと等に伴い総事業費を3,500億円(960億円増)とする事業実施計画の変更を行うこととした。平成15年8月に総事業費の増額を公表して以来、関係県市及び電力事業者に対して、62回の説明会を実施し、これらの結果を踏まえ、関係機関への事業実施計画の変更協議等を行い、国土交通大臣に事業実施計画の変更の認可を申請し、平成16年7月15日付けで事業実施計画変更の認可を受けた。〔169頁〕

房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業(水路等施設部分)については、平成16年度を以て事業を完了し、平成17年度から管理開始となることから、施設管理規程の作成又は変更を行った。

房総導水路施設に関する施設管理規程作成の際には、関係都県、利水者等に対して延べ92日に及ぶ説明及び調整を行い、平成17年3月25日に施設管理規程の認可を受けた。

愛知用水二期事業(水路等施設部分)に関する施設管理規程の変更の際には、愛知用水公団時代に制定された愛知用水施設管理規程の全部変更を行うため、関係県、利水者等に対して延べ96日に及ぶ説明及び調整を行い、平成17年3月28日に施設管理規程変更の認可を受けた。〔173頁〕

利水者説明会の実施

関係都府県、利水者等を対象に、平成17年度予算概算要求案、年度計画等の説明会を平成16年4月から8月にかけて実施した。

また、平成16年度には、台風15号の影響で発生した早明浦ダム貯水池周辺の災害において、約100箇所に及ぶ被害が生じた。災害発生直後から復旧計画の策定及び作業に取りかかると同時に利水者等に被害状況の報告を行い、その後も復旧状況、災害復旧工事の申請内容などの説明又はFAX電話等による情報提供を実施し、災害復旧事業の推進に理解を深めていただいた。〔180頁〕

ダム等施設管理業務説明会の実施

特定施設であるダム・堰の25施設及び利水ダム2施設において、出水期前に関係機関に対して、放流時の連絡体制や手続きに関する説明会を実施した。また、出水後に洪水調節の説明等を実施するなど、放流に関する説明会を延べ46回実施した。〔182頁〕

用水路等施設管理業務の協議会等の実施

従来、機構からの連絡事項のみとなりがちだった利水者及び関係機関との管理運営協議会については、機構と利水者が議題に対して共通の認識を持つような配慮、話題性のある議題設定、出席者から報告を受けたりする場の設置等を通じて幅広くかつ活発な双方向の意見交換がなされる協議会の場となった。

〔184頁〕

危機的状況時における関係機関との積極的な連携

平成16年度には、管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、水質事故時の対応や水防に関する打合せなど年間延べ232回の打合せ等を実施した。

情報提供や打合せを通じて、危機的状況時における関係機関との連絡体制の確立、洪水に備えた水防訓練の実施など協力関係の構築が図られた。

〔186頁〕

用途間転用等関係機関との円滑な調整

千葉県内における水需給予測に基づく水源の過不足に対応するため、房総臨海工業用水の転用に伴う水源調整（用途間転用及び水源融通）に伴い霞ヶ浦開発施設、奈良俣ダム及び房総導水路に関する施設管理規程の変更又は作成に際し、関係機関に情報提供を行うとともに、円滑な調整を図った。

この用途間転用及び水源融通が行われることにより、水資源の有効活用が図られることとなる。

平成17年3月末には上記施設の施設管理規程の変更認可及び認可を受けた。

〔188頁〕

(9) 説明責任の向上

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務についての説明責任の確保に努めるため、ホームページによる情報発信を行った。

平成17年3月には、試行的にテレビ番組を用いて水に関する知識や当機構の役割等に関して情報提供を行い、分かり易く説明することに加え、水利用者である一般家庭レベルでの意識・要望を調査するためアンケートを実施した。

アンケートの結果、「自分の飲み水となる水源への関心が高い」といった意識の傾向が把握できた。〔190頁〕

関連公益法人との契約について、平成17年度より、入札監視委員会の活用などを通して透明性・公平性の向上を図ることとした。〔192頁〕

水管理情報の提供

矢木沢ダム、早明浦ダム等の利水及び治水機能を有する8ダム(計画値：8ダム)の水管理に関する情報(流入量、放流量、水位等)を提供した。

〔194頁〕

財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

平成15年度の財務諸表については、国土交通大臣の承認を受け、平成16年10月19日にホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事業所に備え置き、閲覧を開始した。

セグメント情報については、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もの、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系による」ものの3種類を平成15年度の財務諸表において公表した。〔196頁〕

2) 機関投資家への財務内容の公開

機関投資家への事業説明会の開催や事業報告書(インベスターズガイド)の作成・配布を行うとともに、ホームページに掲載し、当機構の財務内容の公開を行った。〔198頁〕

ホームページの充実

平成16年度には、水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、ホームページサイト「水の知識」のうち「水の資料館」のリニューアルとリンク集「水サイト100選」の充実を図った。

また、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等について、平成17年3月末に一覧表を掲載した。

ホームページのアクセス件数は、約41万7千件(計画値：20万件)であった。〔200頁〕

パンフレット等の作成・更新

機構事業を紹介するパンフレットについて作成及び更新を行った。

また、関東管内の概要書の作成に当たり、表紙のデザインを機構の概要書「事業のあらまし2004」と統一し、イメージの均一化を図るとともに、施設の効果等を記載するなど内容を充実させた。また、事業報告書（インベスターズガイド）も表紙のデザインを統一している。

さらに、広報誌の内容を充実させるため、機構が施設周辺の地域の方々とともに実施したイベント、ボランティア活動等を紹介する「地域との交流」のコーナーを新設した。〔202頁〕

「水の日」及び「水の週間」への取組

平成16年度の「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として都内科学技術館にて記念式典及び「水の展示会」を開催した。このほか、特別企画ミュージカル、「ウォーターフェア隅田川レガッタ」、「水とのふれあいフォトコンテスト」等を実施するとともに、積極的に協力した。また、各地で施設見学会などを開催し、全国で4万人以上(約5万5千人)の来場者数を得ることができた。

〔204頁〕

広報活動の質の向上

平成15年度に実施した広報活動についてのコンテストを平成16年5月に実施した。

平成16年度からは、前年度の広報活動で良いと思われるものを翌年度の広報活動に反映することを目的として、広報コンテストの実施時期を平成17年2月に変更した。

平成17年2月の広報コンテストでは、各事業所等の職員が参加してプレゼンテーションを行うことにより広報技術の向上を図った。〔206頁〕

(10) 事業関連地域との連携促進

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備を行うため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を実施するとともに、房総導水路建設事業及び香川用水施設緊急改築事業の用水路等2事業(計画値:2事業)において、地元の意見等を踏まえつつ水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを実施した。〔208頁〕

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

施設の役割等について理解を得るため、全事務所において、平成16年度中1回以上(計画値:1回以上)清掃活動への参加や施設見学会の実施など施設等周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。〔214頁〕

生活再建対策の実施と地域振興への協力

生活再建対策として、用地補償調査の最盛期にある小石原川ダム建設事業において、移転を余儀なくされる関係者に対して生活再建の要となる集団移転地対策に係る意向調査を実施して、希望者や候補地の把握を行った。

また、地域振興への協力として、荒川ダム総合事業所（滝沢ダム）において、国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所と共同して、建設事業では初めての取組となる二瀬ダム及び滝沢ダムに係る「荒川源流ダム水源地ビジョン」を策定した。〔218頁〕

(11) 技術力の維持・向上

基幹的・専門的な技術の蓄積向上を通じて、技術力の承継・向上や人材育成を図る総合技術推進室を平成17年4月に設置することを平成16年度に決定した。〔233頁〕

新技術への取組

1) 技術5カ年計画

平成15年に作成された「水資源機構技術5カ年計画」を基に、効率的な水運用と良質な水の確保、管理業務の効率的な実施、建設事業の効率的な実施、自然にやさしい事業・業務の実施及び施設の耐震化向上と危機管理の5課題に対して、8つの重点プロジェクトで取り組んだ。平成16年度には、防災管理システムの構築を完了し、ITによる施設管理の高度化・効率化の一部を完了するとともに、重点プロジェクトの各実施項目を推進した。〔222頁〕

2) 技術研究発表会の開催と特許等の推進

関係利水者（19団体）の出席を得て、第38回技術研究発表会を11月18・19日に開催し、活発な質疑がなされ、機構内外の好評を得ることができた。

また、当機構において開発した新技術2件（流動性が低いコンクリートを円滑に供給可能とする「コンクリート供給システム及びコンクリート供給方法」並びに自然エネルギーにより濁水長期化を抑制する「風力エネルギーによる貯水池等の曝気循環方法及び装置」）について特許出願を行った。〔228頁〕

蓄積された技術の整備・活用

機構内に蓄積した技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、新築、改築及び管理等に関する3指針9編（計画値：3指針7編）の指針等の作成を行った。〔233頁〕

技術力の提供

1) 論文等の発表

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、「技術研究発表会」における優秀な論文を含む79題の論文等を学会、専門誌等に発表するとともに、発表

論文リストを機構ホームページに掲載し、広く技術力の提供を行った。

また、平成16年度には、機構職員3名が博士号を取得したほか、「細骨材水浸式計量による信頼性の高いダムコンクリート製造システム」が平成16年度ダム工学会技術開発賞を、「CFRDコンクリートスラブの温度応力について」が平成16年度ダム工学会論文賞をそれぞれ受賞した。〔236頁〕

2) 研修開催を通じた関係機関への機構技術の公開

用水路等事業の関係13府県の担当者を対象に、施設見学・意見交換会等を行う水路事業現地検討会（平成16年11月11日～12日、福岡県（筑後川下流用水）にて開催、参加者約80名）並びに印旛沼開発施設の関係機関等を対象に行う施設見学会（平成16年11月24日、印旛沼開発施設：大和田機場（ポンプ設備解体現場）参加者39人）等を開催した。〔240頁〕

国際協力の推進

モンスーンアジア地域の各国の統合的水資源管理の強化を支援するため、当機構（事務局担当）と国際機関等が共同して、43機関から構成される「NARBO」（アジア河川流域機関ネットワーク：平成16年2月設立）の活動として、NARBO第1回IWRM（統合的水資源管理）研修（7・8月）、ネットワーク会議（平成17年1月）等を実施したほか、4月にはNARBOホームページを開設するとともに、ニュースレターの発行を開始した。また、JICAから国際協力に関する研修を3件受託した。

また、平成16年11月には機構とインドネシアNARBOとの間で会議等による情報の交換及び職員の相互派遣を目的とする姉妹協定を締結した。

〔244頁〕

3. 予算

作成された予算（人件費の見積りを含む）・収支計画及び資金計画により、適正に業務運営を行った。〔248頁〕

4. 短期借入金の限度額

短期借入金については、300億円の限度額に対して、平成16年度には用地先行取得費として39億円、計画的な短期借入金として最大142億円を借り入れた。〔256頁〕

5. 重要な財産の処分等に関する計画

平成16年度には、重要な財産の処分等に関する計画は無かったが、琵琶湖開発総合管理所で管理する機構用地の一部が、滋賀県が実施する砂防事業に係る事業用地の対象となったことから、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第48条の規定に基づく手続きを行った上で、当該用地の財産処分（交換）を行った。〔258頁〕

6. 剰余金の使途

平成16年度における剰余金は、平成15年度の当期末処分利益の金額を一般積立金として整理し、割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換えの際の金利変動等に備えた。〔260頁〕

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

平成16年度には、技術研究研修センターの機器更新（三軸圧縮試験機関係に11百万円）、宿舎等更新（本社単身赴任者用の寮の新築工事に125百万円）を行った。

また、特別分譲住宅割賦金（19百万円）の償還を行った。〔262頁〕

(2) 人事に関する計画

人事配置の再編

総体の定員を平成15年度末1,837名に比し89名削減し、1,748名とする中で、事業の最盛期を迎えている荒川ダム総合事業所・徳山ダム建設所・豊川用水総合事業部については、各々100名前後を配置した。

また、平成15年度に引き続き、事務系・技術系職員一体となって業務の推進を図る体制を執りつつ、環境室及び総務部広報課に事務系・技術系の職員を配置した。〔266頁〕

定員の削減

平成16年度末における定員を、平成15年度末定員より89名減の1,748人とした。〔268頁〕

(3) 積立金の使途

一般積立金については、平成16年度の損益計算において損失は生じなかったことから、減額はなく、平成15年度の当期末処分利益である6,255百万円を加えて、59,242百万円となった。

目的積立金については、退職給付引当金への繰入れや施設整備積立金（本社単身赴任者用の寮の新築等）に充当し、利水者の負担軽減を図るとともに、水資源の開発・利用における安全安心を図るための調査等に充当した。〔271頁〕

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

1) 前払い方式の活用

平成16年度には、平成17年度から新規の建設事業を予算要求していた両筑平野用水二期事業の利水者に対し、前払い方式（当該年度支払）について、制度の仕組みを説明し、従来方式（割賦償還）と前払い方式の負担額等に関する情報提供を行った。

両筑平野用水二期事業においては、農業用水の利水者は従来方式を選択し、上水及び工業用水の利水者は前払い方式を活用することとなった。〔272頁〕

2) 繰上償還の受入

建設費割賦償還金の繰上償還については、利水者の要望を受けて従来から対応してきており、平成15年度には、総額で約131億円を受け入れた。

平成16年度には、利水者の繰上償還要望が増加してきていること、総務省が新たに機構利水者に対し繰上償還財源の起債枠を設けることとなったことを踏まえ、繰上償還の受入による機構の財務への影響も勘案の上、総額で約203億円の受入を実施した。今後も利水者の要望と機構財務への影響を勘案しつつ、繰上償還に対しては、柔軟に対応していくこととしている。〔272頁〕

中期目標期間を越える債務負担

平成16年度には、香川用水施設緊急改築事業に係る工事において、計上された債務負担額70億円の範囲内で債務負担（金額：約55億円、工期末：平成20年9月）を行った。〔274頁〕

